

暮らしに役立つ確かな情報をお知らせ

# 上手な暮らし塾

## 自治会

### 地域を元気に！あなたの町の自治会 ～西北町熊ヶ倉自治会～

地域を良くするため、さまざまな活動を行っている自治会。子どもたちの育成活動に積極的に取り組んでいる自治会もあります。

今回は「子どもたち、みんな集まれ」をスローガンに、放課後児童クラブ「にじぎたキッズ」と共催でイベントを実施している西北町熊ヶ倉自治会にお邪魔しました。

西北小学校のグラウンドでは、夏休みを迎えたばかりの子どもたち約60人が集まっています。竹とんぼ、太鼓、神輿担ぎ、消火器など、はじめての体験に興味津々な子どもたち。指導者に教わりながら、楽しく、時には真剣に取り組んでいます。



自治会の栗村会長にお話を伺いました。  
 行事の目的は何ですか？  
 子どもたちが普段体験できないことを体験してもらうことです。例えば、竹とんぼ体験では、手作りのおもちゃに触れ合う機会が少ない子どもたちに、その楽しさを知ってもらおうと企画しました。

自治会では、他にも鯉のぼりや七夕、夏祭り、イルミネーション、餅つきなど参加型の行事を行っているんですよ。

子どもたちが主役の行事がいろいろですね。

子どもが集まれば、その親や近所の高齢者も集まります。地域のいろんなかたをまき込んで、みんなが楽しめる行事になるように工夫しています。



一つの行事を行うにも、たくさんエネルギーが必要です。周りの地域団体にも呼び掛けるなどして、活動をより良いものにしていくことを思っています。

\* \* \*

このように、自治会は子どもたちの健やかな成長や地域の絆づくりに日々取り組んでいます。みなさんも、できることからまちの地域活動に参加してみませんか。

■問い合わせ  
 自治振興課 ☎029・1134

## 消費者

### 連絡しないと法的措置を取る!! ～コンビニ払いの架空請求にご注意を～

Aさんは、日ごろからパソコンやスマートフォンで大手の無料動画サイトを閲覧していました。ある日、スマートフォンにメッセージ（SMS）が入り、「有料動画の閲覧履歴があり、今日中に登録解除の連絡をしないと身辺調査および強制執行の法的措置を取る」という内容で、送信元には大手動画配信業者の名前が記載されていました。

知らない間に有料動画を見てしまったのかもしれないと思い、SMSにあった電話番号に電話をしたところ、これまでの動画配信料と登録解除手数料として28万円を請求され、コンビニに行つて支払うよう「支払番号」を告げられました。

これは架空請求の典型的な事例で、実在する会社名をかたり、「今日中に」とか「法的措置を取る」など不安をあおつて連絡させる手口です。連絡すると脅されて、個人情報を出され、お金の請求が始まります。

最近、コンビニ払いの仕組みを悪用して、消費者に「支払番号」を伝え、その番号を使って別人の名義の請求をコンビニの店頭で支払わせる手口が増えてきています。

Aさんは、支払いの際にレジの確認画面を見て、知らない人の名前やオークションサイトで落札した商品代金を支払おうとしていたことに気が付き、被害にあわずに済みました。



このようなSMSやEメールによる、身に覚えのない請求や、心当たりがあつても不審だと思つて請求には、絶対に連絡を取らないようにしましょう。また、業者に「支払番号」を伝えられたとしても、決して支払わないようにしましょう。一度お金を払ってしまうと、次々と別の名目でお金を請求されます。

トラブルにあった場合は、消費者センターにご相談ください。

■ご相談は消費者センター（メルカフさまち4階、相談専用☎029・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土日・祝日も相談できます。